

別紙様式 5

介護職員処遇改善実績報告書（令和元年度）

福井県知事 様

南越前町長 様

①	算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算（Ⅰ Ⅱ ③ Ⅳ Ⅴ）
②	加算による賃金改善実施期間	令和元年6月 ～ 令和2年5月
③	令和元年度分介護職員処遇改善加算総額	13,209,800円
④	賃金改善所要額（i - ii）	28,511,889円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	192,423,424円
	ii) 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金総額	163,911,535円
加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算する場合		
⑤	令和 年度分介護職員処遇改善加算総額 （加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）の比較）	
⑥	賃金改善所要額（iii - iv）	0円
	iii) 加算（Ⅰ）の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	
	iv) 従来の加算（Ⅰ）を取得した場合の前年度の賃金の総額	
⑦	②の期間において実施した賃金改善の概要 （改善した給与の項目及びその金額等について 具体的に記載すること）	①令和元6月～令和2年5月の期間で基本給一人当たり （常勤換算）18,233円増額。（パート時給25円増額） ②令和元6月～令和2年5月の期間で各種手当一人当たり （常勤換算）12,766円増額。 各種手当には、主任・扶養・資格・住居・通勤・ 特殊業務・時間外等会議・夜勤手当が含まれます。 ③令和元年6月・12月の賞与で一人当たり（常勤換算） 63,139円増額。 ④令和2年1月給与支給の年末年始手当を1,000円から 2,000円に増額。
⑧	介護職員常勤換算数（②の期間の総数）	631.20人
⑨	介護職員一人当たり賃金改善月額 （④÷⑧または⑥÷⑧）	45,171円
⑩	介護職員に支給した賃金額（②の期間の総数）	193,594,455円
⑪	介護職員一人当たり賃金月額（⑩÷⑧）	306,709円

※計画において加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、実績においても加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算すること。

※加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。

※③又は⑤については、別紙様式5（添付書類1）により内訳を添付すること。

※⑩については、積算の根拠となる資料を添付すること。（任意の様式で可）

※複数の指定権者に係る事業所等を一括して提出する場合は、添付書類2および3を添付すること。

※④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができるものとする。

※④又は⑥については積算の根拠となる資料を添付すること。（参考様式1およびその他参考資料）

※③と④又は⑤と⑥を比較し、必ず④又は⑥が上回らなければならないこと。

※なお、上記について虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和2年7月30日

(法人名) 社会福祉法人ほのぼの苑

(代表者名) 理事長 岩倉 光弘 印

別紙様式 5

介護職員処遇改善実績報告書（令和元年度）

福井県知事 様
〇〇市町長 様

指定権者の長あてとする。（地域密着型サービス分と一体的に報告をする場合のみ、連名とする。）

①	算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算（ <input type="radio"/> I <input checked="" type="radio"/> II <input type="radio"/> III <input type="radio"/> IV <input type="radio"/> V ）
②	賃金改善実施期間	令和元年 7月 ～ 令和2年 6月
③	令和元年度分介護職員処遇改善加算総額	3,000,000 円
④	賃金改善所要額（i - ii）	3,109,231 円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	25,200,596 円
	ii) 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金総額	22,091,365 円
加算（I）の上乗せ相当分を用いて計算する場合		
⑤	令和元年度分介護職員処遇改善加算総額（加算（I）と加算（II）の比較）	円
⑥	賃金改善所要額（III - iv）	0 円
	iii) 加算（I）の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	円
	iv) 従来の加算（I）を取得した場合の前年度の賃金の総額	円
⑦	②の期間において実施した賃金改善の概要（改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること）	基本給として、令和元年7月～令和2年6月に 一人当たり月額2,200円増 〇〇手当として、令和元年7月～令和2年6月に 一人当たり月額2,900円増
⑧	介護職員常勤換算数（②の期間の総数）	113.70人
⑨	介護職員一人当たり賃金改善月額（④÷⑧または⑥÷⑧）	27,346円
⑩	介護職員に支給した賃金額（②の期間の総数）	25,000,406円
⑪	介護職員一人当たり賃金月額（⑩÷⑧）	219,880円

※計画において加算（I）の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、実績においても加算（I）の上乗せ相当分を用いて計算すること。

※加算（I）の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤および⑥を使用する。

※③及び⑤については、別紙様式5（添付書類1）により内訳を添付すること。

※⑩については、積算の根拠となる資料を添付すること。（参考様式およびその他参考資料）

※他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合は、添付書類2および添付書類3を添付すること。

※④または⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分を含むことができるものとする。

※ ③と④又は⑤と⑥を比較し、必ず④又は⑥が上回らなければならないこと。

※ なお、上記について虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日 (法人名)

(代表者名) 一印

令和元年度の加算金を基に賃金の改善を行った期間を記載してください。
（原則として4月～3月だが、次の①～③のすべての条件を満たす期間の中で任意に選択）
①月数は加算算定月数と同じ月数であること（実施期間は連続した月に限る）
②実施期間の最終月が、加算の最終の支払月（通常は5月）の翌月以前であること
③各年度において期間が重複しないこと（介護職員処遇改善交付金による賃金改善実施期間とも重複させない）

※賞与や一時金による改善で、例えば、実際の支給月が2ヵ月（6月、12月）のみであっても、加算金は12ヵ月算定されている場合は、実施期間は12ヵ月としてください。

令和元年度の加算総額を記載してください。
（令和元年6月から令和2年5月までの受領分）

計画提出時に加算（I）の上乗せ相当分を用いて計算している場合（⑥で計算して提出している場合は、⑤と⑥に記載してください。（その場合④は記載の必要はありません。）

上記②の期間中の常勤換算数を合計し、記載してください。他職種との兼務職員が対象の場合は、従事した時間数を按分して計算してください。
（例）
加算金受給期間 12ヵ月 常勤介護職員2名 常勤以外の介護職員の12ヵ月の介護従事時間総数が15,600時間
常勤の勤務時間数が週40時間の事業所 の場合
2名 × 12ヵ月 + 15,600時間 ÷ 365日 × 7日 ÷ 40時間 × 12ヵ月 = 合計 113.7人（小数点第2位切捨て）となります。

賃金改善額ではなく、②の期間中に介護職員に支給した賃金の総額です。
（法定福利費の事業主負担は含みません）

法人の代表印を押印してください。